（別添資料１）

令和９年度公募事業公募要領

令和８年１１月１６日

１　総　則

公益社団法人北海道農産基金協会（以下「協会」という。）が実施する事業のうち、公募により実施する助成事業（以下「公募事業」という。）の対象事業、公募の手続き等は、この要領に定めるところによるものとする。

２　事業の目的

この事業は、「豆の日」の認知度向上や豆類の消費啓発及び調査研究に要する経費を助成することを通じて、豆類の安定的な生産・消費等を図り、もって北海道畑作農業の発展と国民食生活の改善に資することを目的とする。

３　定　義

この要領において使用される用語については、次のように定義する。

（１）　「豆の日」とは旧暦９月１３日の豆名月に豆をお供えしていた風習にちなみ新暦１０月１３日に制定された。「豆類」とは、マメ科作物であって大豆、小豆、いんげんまめ等乾燥子実で利用されるものをいい、えだまめ、さやいんげん、さやえんどう、グリーンピース等未成熟で利用されるものを除く。

（２）　「雑豆」とは、小豆及びいんげんまめとする。

４　公募対象事業

公募の対象とする事業は、次のとおりとする。

（１）「豆の日」協賛事業

（２）豆類消費啓発助成等事業

（２）豆類調査研究助成事業

５　事業の対象となる豆類

この事業の対象となる豆類は、雑豆とする。

ただし、「豆の日」協賛事業及び豆類消費啓発助成等事業については、事業の対象豆類として雑豆を中心に位置づけている限りにおいて、他の豆類に係る事項を事業の中に含んで実施することができるものとする。

６　事業の内容

この事業の内容は、別紙１の「令和９年度公募対象事業の内容」にあるように、「豆の日」協賛事業にあっては、事業の区分１、豆類消費啓発助成等事業にあっては、事業の区分２、豆類調査研究助成事業にあっては、事業の区分３のとおりとする。

７　事業の要件

この事業は、次の要件を満たすものとする。

（１）　「豆の日」協賛事業については、豆の日（１０月１３日）及び豆月間（１０月）の協賛行事であることから開催日は１０月上中旬とする。
　また、「豆の日」の認知度向上と豆類の消費拡大を期待し得るものであること。
（２）　事業の必要性及び緊急性が高く、北海道地域若しくは北海道内の雑豆の主産地、主要消費地等を対象としたもの又は雑豆の消費に関する全道的な効果を期待し得るものであること。
（３）　雑豆の安定的な生産、消費等に資することが明確に認められるものであること。
（４）　事業の計画及び方法が目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果を期待し得るものであること。
（５）　国や地方公共団体による助成が期待し難いものであり、この事業による助成なくしては効果を十分に発揮できないと認められるものであること。

８　応募者の要件

この事業の応募者は、事業の区分ごとに次の要件を満たすものとする。

（１）　「豆の日」協賛事業及び豆類消費啓発助成等事業に応募する場合
①　法人又は任意団体（会計処理、意思決定等の方法についての規約等が整備されているものに限る。）であること。
②　原則として、北海道地域又は北海道内の雑豆の主産地、主要消費地等を業務の範囲とするものであること。
③　事業実施の意思及び具体的な計画を有し、かつ、的確に遂行できる能力を有すること。
④　経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること。
⑤　雑豆の生産、流通、消費等に関する専門的知識を有しているとともに、中立性・公平性を保持しつつ事業を実施できること。

（２）　豆類調査研究助成事業に応募する場合
①　大学、公設試験研究機関、地方独立行政法人又は民間調査研究機関に所属する者であること。
②　原則として、北海道地域を業務の範囲とするものであること。
③　調査研究期間を通じて応募課題に関する調査研究に責務を負い、調査研究に力を注げること。
④　当該調査研究の遂行に必要な高い研究上の見識及び当該調査研究全体の企画調整・進行管理能力を有していること。
⑤　雑豆及びその加工品を対象とした調査研究に関する専門的知識を有しているとともに、中立性・公平性を保持しつつ事業を実施できること。

９　助成の対象経費

助成の対象経費は、事業の実施に必要な次の経費とする。

（１）　消耗品費

消耗品などの少額の物品等の購入費　（備品に係る費用は除く。）

（２）　旅費

資料収集、調査、事業実施打合せ等に係る旅費

（３）　通信運搬費

広報広告費、郵便料、電話料金等

（４）　賃金

作業補助員、調査補助員、実験補助員に対する賃金　（補助的な業務に係る雇用賃金に限る。）

（５）　その他経費

印刷費、会議費、謝金等で具体的に内容を記載できる経費

（６）　間接経費

上記（１）から（５）までの直接経費の１割（豆類調査研究助成事業にあっては２割）を上限とする事業の実施を支える直接経費以外の経費

10　事業計画の変更

前項の「助成対象経費」間で30％を超える変更を行う場合は、「公募事業実施基本要綱(豆類事業)」第８条に基づき変更承認申請書が必要となる場合があることから、あらかじめ協議することとする。

11　助成金の標準額

１事業当たりの助成金の標準額（単年度）は、以下のとおりとする。

（１）　「豆の日」協賛事業にあっては165万円以内

（２）　豆類消費啓発助成等事業にあっては、100～200万円

（３）　豆類調査研究助成事業にあっては、100～350万円

12　事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和９年４月から令和10年３月までの期間とする。

ただし、豆類調査研究助成事業にあっては、３年間を限度として応募することができる。

13　公募期間

令和８年12月１日（火）から同年12月15日（火）までを公募期間とし、応募書類は同年12月15日（火）午後５時必着とする。

13　応募手続き

この事業の実施を希望する団体は、別紙２の「令和９年度公募事業助成金応募申請書作成要領」により応募書類を作成の上、提出する。

【応募書類】

Ａ　「豆の日」協賛事業及び豆類消費啓発助成等事業に応募する場合（別紙１の「事業の区分」１又は２）

様式Ａ：令和９年度「豆の日」協賛事業助成金応募申請書
令和９年度豆類消費啓発助成等事業助成金応募申請書

（別添１）　事業計画書

（別添２）　事業の収支予算

（別添３）　団体の概要

（添付資料）　任意団体の場合は、団体の概要等が分かる定款、パンフレット等

Ｂ　豆類調査研究助成事業に応募する場合（別紙１の「事業の区分３」）

様式Ｂ：令和９年度豆類調査研究助成事業助成金応募申請書

（別添１）　事業計画書

（別添２）　事業の収支予算

（添付資料）　大学・研究機関等の概要が分かる要覧、パンフレット等

14　採択事業の審査及び採択候補事業の内定通知等

（１）　審査委員会における採択候補事業の選定

外部有識者等からなる審査委員会において採択候補事業の選定を行う。

（２）　採択候補事業の内定通知等

審査結果については、応募者に通知するほか、協会ホームページにおいても、採択候補事業名、応募団体名又は応募者の所属機関・団体名を公表する。

15　事業の公募から事業完了までのスケジュール

事務手続き	時　期
公募事業実施要領等のHP掲載期間	令和８年11月16日～12月15日
公募開始	令和８年12月１日（火）
公募締切（提出期限）	令和８年12月15日（火）
審査委員会	令和９年１月下旬～２月上旬
採択候補課題の通知・公表	〃　２月中
助成の内定通知	〃　２月中
助成金交付申請・交付決定、概算払請求	〃　４月頃
助成金の交付（概算払）	〃　４月頃
事業実施	〃　４月頃～令和10年３月
事業計画、交付決定等の変更	〃　４月頃～令和９年12月頃まで
完了報告書の提出	令和10年３月まで
額の確定	〃　３月まで
調査研究成果等の報告(当協会HP公表のため)	〃　６月